

国民生活債券、農林漁業金融公庫債券、中小企業債券及び

国際協力銀行債券の債務の承継についてのお知らせ

国民生活債券、農林漁業金融公庫債券、中小企業債券及び
国際協力銀行債券の債権者各位

国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び
国際協力銀行は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律
第五十七号）に基づき、本日をもって解散し、国民生活債券、農
林漁業金融公庫債券、中小企業債券及び国際協力銀行債券に係る
一切の債務は、本日付で株式会社日本政策金融公庫に帰属いたし
ました。

ついては、平成十四年九月十九日以降、本日まで発行され、
償還期日が到来していないすべての国民生活債券に係る債務、平
成十四年十月二十二日以降、本日まで発行され、償還期日が到
来していないすべての農林漁業金融公庫債券に係る債務及び平成
十年十二月十八日以降、本日まで発行され、償還期日が到来し
ていないすべての中小企業債券に係る債務は、同法の規定により、
本日以降、株式会社日本政策金融公庫が弁済の責めを負うことと
なり、また、右記債券の債権者は、その財産について一般担保権
を有することとなりましたので、お知らせいたします。平成十三
年十月三十日以降、本日まで発行され、償還期日が到来してい
ないすべての国際協力銀行債券に係る債務は、同法及び独立行政
法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第百
号）の規定により、本日以降、株式会社日本政策金融公庫及び
独立行政法人国際協力機構が連帯して弁済の責めを負うこととな
り、また、右記債券の債権者は、株式会社日本政策金融公庫また
は独立行政法人国際協力機構の財産について一般担保権を有する
こととなりましたので、お知らせいたします。

今後、右記債券に関する償還公告その他債権者への通知は、株式
会社日本政策金融公庫の名義にて行われることとなりますので、
お知らせいたします。

なお、今後とも、右記債券の流通についての法的措置は従前の
とおりですので、念のため申し添えます。

平成二十年十月一日

東京都千代田区大手町一丁目九番三号
株式会社日本政策金融公庫

代表取締役 安居 祥策